第8章 関係者の役割分担

新水道ビジョンで示す50年後、100年後の水道の理想像を具現化するための各種方策の実施に当たっては、関係者がそれぞれの状況や立場に応じて適正に役割分担することが必要です。

新水道ビジョンでは、関係者の役割を、地域の水行政や水道行政の企画立案、運用、助言、監督等を行う行政機関、水道による水の主要な供給主体である水道事業者及び水道用水供給事業者、自家用水道及び飲用井戸の設置者、水道法に基づく登録検査機関、水道関連団体、民間事業者、大学・研究機関、住民のそれぞれについて示すこととします。

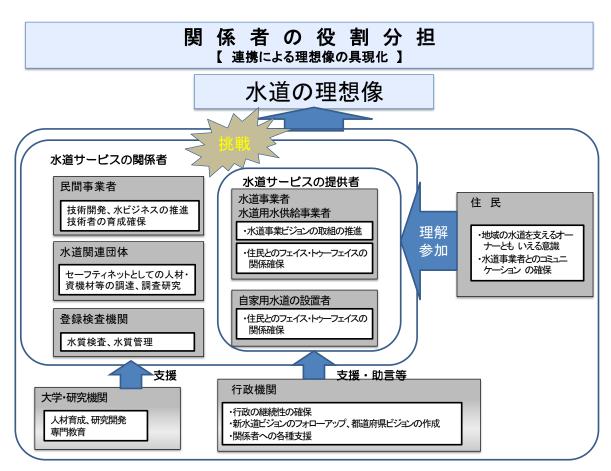


図-7 関係者の役割分担

8.1 行政機関

新水道ビジョンでは、行政機関は、地域の水行政や水道行政の企画立案、運用、助言、 監督等を行う立場にあることから、重点的な実施方策で示した各項目について、取り組み 主体の連携の相手として支援する役割があると考えます。

また、新水道ビジョンで示す重点的な方策は、水道の理想像の具現化という、中長期的な視点に立った取り組みの一環として位置づけられることから、関係行政機関においても、

中長期的な視点に立った責任ある対応が求められます。特に昨今の公務員の定数削減等の流れの中にあっても、水道行政を担当する組織の維持、専門性を有する職員の適正な配置に努め、行政の継続性を確保する役割が求められます。

8.1.1 国

国は新水道ビジョンを取りまとめた立場から、重点的な実現方策全体に関し、取り組み 主体を支援する役割を有します。また、新水道ビジョンで示す内容の見直し等についても、 適切な時期に実施することとします。

国は、新水道ビジョンに示す50年から100年先の水道の理想像の具現化に向け、制度的対応及び財政支援・技術支援を中心とした施策体系の充実と関係する省庁等との連携を図りつつ、新水道ビジョンの内容が反映された新たな都道府県ビジョン、水道事業ビジョンが策定できるよう、必要な助言、取り組みなど支援を行います。

① 制度的対応

人口減少社会に対応した水道事業の計画策定手法について、事例等の整理を含め、検討し、提示します。水道事業の認可又は変更認可にかかる要件、審査内容等についても再点検を行い、合理的な内容とします。

水道事業にかかる事業(変更)認可又は届出のあった事業に対し、事後審査制度の在り 方を検討し、導入を図ります。

水道未普及地域や過疎地域等の水道の布設による給水が困難な地域については、行政サービスの一環として、当該地域の住民が生活用水を確保できるよう関係行政機関と連携し、様々な方策を検討し、提示します。

また、水源を良好な環境に保つため、流域単位で広域的に保全を図る取り組みを推進します。

② 財政的支援

重点的な実現方策を推進させる具体的な国庫補助事業を展開し、国庫補助対象事業の重点化、集約化を図ることで、施策体系を充実化します。将来的にさらに必要となる水道施設の耐震化や更新にかかる事業は、優先的に推進すべき事業もあるため、効果的な対象事業の設定に配慮していきます。

③ 技術的支援

新水道ビジョンで示す重点的な実現方策の実施に当たり、国は、各種マニュアル等を整備し、当該マニュアル等が水道事業者等の関係者の取り組みを効率的に実施できるよう、都道府県等の関係行政機関と連携して水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言などにより水道事業者等を支援します。また、新しい水道技術に関する研究・開発、水に関する国際展開を支援し、高度な技術の活用を目指します。

安全な水の供給が持続することにより、地域住民の信頼を得続けられるよう、水道事業者については、水道水質管理についての統合的アプローチの推進を支援し、水道法規制対象外の小規模水道や飲用井戸等の施設については衛生確保対策徹底のため、都道府県等関

係行政機関と連携し、安全対策に資する方策を示します。

強靱な水道を実現するため、水道事業者等における耐震化計画の策定や耐震化事業の速 やかな推進を支援することとし、これらの推進が単独では難しい水道事業者にあっては、 近隣水道事業者との連携による推進体制の強化なども支援します。

持続可能な水道とするための事業アセスメントの必要性を踏まえ、全ての水道事業者に おいてアセットマネジメントの導入による資産管理が実践できる仕組みを関係者と連携し つつ構築します。

8.1.2 都道府県

都道府県は、新水道ビジョンを踏まえた都道府県ビジョンを策定することとします。また、都道府県内の水道事業者が策定した水道事業ビジョンについて、当該水道事業ビジョンに沿った事業経営が行えるよう、リーダシップを発揮した助言等を行う役割が求められています。

さらに、新水道ビジョンで示した重点的な実現方策の実施に当たり、管轄地域の地理的、 社会的属性を考慮しつつ、関係行政機関等と必要な調整を行って、水道事業者、管下町村 の自家用水道の設置者等の取り組み主体を支援する役割が特に求められます。

① 広域的な事業間調整機能

事業統合、財政問題、技術基盤、人材確保など、個々の水道事業者では乗り越えられない課題の解決において、他の複数の水道事業者との広域的な対応が有効な場合にあっては、認可権限等の枠組みにとらわれることなく、その調整役としての役割を果たす役割が期待されています。

さらに、広域化の調整にあっては、水源開発を目的とした従来の広域的水道整備計画等による広域化調整の枠を超えた圏域設定として、地理的、歴史的にも圏域の枠組み等も考慮しつつ、発展的に広域化検討のイニシアティブを発揮していく事業間調整の能力と実行力を期待します。特に、中小規模水道事業者の広域化検討を開始する動機付けや最終的な広域化の形態を導き出す助言できる存在として、地域の発展を支える対応が求められます。

② 流域単位の連携推進機能

水源保全、水質監視、渇水対策など流域単位で連携すべき多様な事項について、現在の認可権限等の枠にとらわれることなく、他の行政機関との連携を図りながら、管内の関係水道事業者等との調整役を果たす存在であるべきです。良好な水源水質の確保、省エネルギー対策など水道事業への多面的な効果が期待できる水道事業者の流域単位での水循環、水資源の有効活用方策連携推進を支援する体制も必要です。

8.1.3 市町村

市町村は、基礎自治体として、当該地域の実情に応じて住民が安全な水を確保・利用できるよう、責任を持って公衆衛生の向上に努める役割を有します。

水道法上の権限として、市にあっては専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生対策を推進する役割を有します。特に簡易専用水道及び貯水槽水道の衛生対策については、

水道事業者と当該市の衛生行政部局が連携して推進し、さらなる衛生指導強化に取り組む 役割が求められます。

他方で町村にあっては、専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生対策について、 当該町村の水道事業担当部局を含め、都道府県と積極的に連携し、推進する役割を期待し ます。

水道事業は原則として市町村が経営することとなっており、水道事業者としての水道事業担当部局と連携することで、技術的な知識を有する水道事業経験者との人事交流を推進し、衛生対策を強化することも検討すべきです。また、水道事業担当部局の職員数が少ない場合には、近隣市町村や都道府県とも連携し、必要な職員を確保する体制が求められます。

さらに、水道関係部局以外との連携の在り方として、病院や広域避難施設等の災害時の 重要拠点施設の実態を把握したり、教育委員会と連携し、児童の社会科見学の場を活用し た水道事業の広報活動を行うなど、市町村ならではの取り組みを推進する役割が求められ ます。

8.2 水道事業者 水道用水供給事業者

水道事業者・水道用水供給事業者は、新水道ビジョンで示された水道の理想像を具現化するために、重点的な実現方策について積極的な取り組みを行うことが必要があります。 このため、水道事業者・水道用水供給事業者は新水道ビジョン及び都道府県ビジョンを踏まえ、自らも水道事業ビジョンを定め、その内容の実現に向けた取り組みを積極的に進めることが必要です。

特に地域の中核となる水道事業者においては、その組織力・技術力により、近隣の中小規模水道事業者の連携先として、当該中小規模水道事業者を支援する役割が求められます。また、水道に関する技術開発や調査研究等も推進し、世界トップレベルに到達した日本の水道技術の維持・発展に貢献する役割も担っていす。さらに、必要に応じて国等と連携し、国際展開による諸外国との情報交換や技術支援等を行うことで職員の資質向上を図り、より高いレベルの技術を確保する必要があります。

中小規模水道事業者においては、今後の厳しい事業環境の中、新水道ビジョンで示す水道の理想像の具現化のため、広域化や官民連携を視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など事業の運営基盤を強化する役割が考えられます。

そのため、近隣水道事業者や水道用水供給事業者と連携して課題等を共有するとともに、 その課題解決のため、関係者の内部的な利害得失を克服し、実施可能な方策を積極的に講 じていく必要があります。

特に現状における課題を特段の問題としていない楽観的な認識で、日々の事業運営に終始している水道事業においては、早晩に課題が顕在化し、事業運営に行き詰まる可能性に危機感を持ち、多角的な視点から、事業の根本的な見直しを含めた検討や近隣水道事業者との連携に着手すべきと考えられます。

水道用水供給事業者は、受水市町村からの要請に基づき、水需要が増大した水道拡張期 の不足水源を確保するために、創設認可を受けた場合が一般的ですが、一部の水道用水供 給事業においては、創設当初に計画していた水需要予測に反して、需要が伸びず、施設の整備率や稼働率が低いままの状況が見受けられます。このような状況も踏まえ、従来の「広域水道」としての水源整備の観点から、一定の役割を果たした水道用水供給事業者については、受水市町村等に対して、自己水源量と受水水量のバランスを見直す協議等を先導し、給水の実態に適合した事業規模の設定や効率的な施設運用を検討する役割が考えられます。さらに、受水市町村との連携により、施設の共同利用や相互の専門性を活かした人材交流等、将来の合理的な水道の運営に関する検討を積極的に進める役割も求められます。

水道事業者・水道用水供給事業者が、これらの役割を果たすためには、水道サービスの 受益者である住民はもとより、幅広い関係者との間で、事業の実情について情報を共有し、 様々な取り組みへの理解と協力を得つつ、取り組みを推進する必要があります。

8.3 自家用水道の設置者

いわゆる自家用水道である、専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道、飲用井戸等の設置者は、所要の検査を実施し、適切な維持管理を行うことで、利用者のもとに届く 水道水の衛生確保を図る必要があります。

8.3.1 専用水道の設置者

専用水道の設置者及び技術管理者は、自らに課せられた水道法上の責務を認識し、適切な管理体制を構築し、水道水の衛生を確保する必要があります。

特に都市部において地下水を自己水源とし、さらに水道事業者からも給水を受ける施設にあっては、当該専用水道において水質事故が生じた場合に、その原因が施設自体にあるのか、いずれかの水源にあるのか等、迅速かつ的確に把握し、当該専用水道の利用者に対して適切な措置が取られるよう、対応する必要があります。さらに、都市部の地下水は、地盤沈下の防止等のため、水道分野をはじめ、農業分野、工業分野等の様々な利水者が、過去から協力して地下水を保全した結果、涵養された場合があることに留意し、利水者の一員として、健全な水循環の確保を意識した、責任のある対応が求められます。

8.3.2 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者

簡易専用水道の設置者は、水道法に基づき、清掃・点検等の管理及び定期的な検査の実施により、その水道の管理責任を果たし、飲用に適する水の供給を行う必要があります。小規模貯水槽水道の設置者は、水道法上の規制は受けませんが、地方公共団体の条例や要綱等、供給を受ける水道事業者の供給条件を遵守し、簡易専用水道に準じた適切な管理を行う必要があります。

8.3.3 飲用井戸等の設置者

飲用井戸等については、その所有者や設置者が、その責任において管理することが基本である一方、現実には、水質基準の超過事例が多く、また、管理状況が不明であるなど、 当該井戸等の使用によって健康影響等の問題が生じる事態が懸念されます。そのため、地 方公共団体による衛生対策に協力し、当該井戸等の管理水準を向上させることが必要です。

8.4 水道法に基づく登録検査機関

水道法に基づく登録検査機関は、水道事業者が行うべき水質検査を代行する機関と簡易専用水道の維持管理状況を検査する機関があり、万が一の際の迅速な水質検査の実施や施設の状況の確認等、緊急的な対応を図られる利点を活かし、単なる検査のみでなく、きめ細かい水質管理について適切な助言をすることで、地域の安全な水の供給を支える役割が求められます。

8.5 水道関連団体

水道事業者や民間事業者が組織する団体は、団体の構成員の資質向上のための取り組みや水道に関する調査研究等を行っており、これら取り組みや資格制度を積極的に推進することで、新水道ビジョンで示される理想の水道像の具現化に寄与する役割が求められます。さらに大規模災害時等の緊急事態にあっては、水道事業者との災害支援協定の締結による水道事業を支えるセーフティーネットとして、人材、資機材などの調達をはじめ、様々な支援体制を構築する役割が必要となります。

8.6 民間事業者

現在、水道に関わる民間事業者には、市場(国内/海外)、業務内容(建設/運転管理/ 事務)、対象水道事業の規模(大規模/小規模)によって異なる役割を求められています。 また、期待される役割も年々大きくまた幅広くなってきており、民間事業者間の連携や統 合なども視野に入れた総合力の向上が求められています。

水道関係の民間事業者は、技術的に世界のトップクラスにあり、我が国の水道の発展に 今後もますます貢献することが期待されます。高度な水処理技術の実用化や情報通信技術 の導入など、様々な方向に技術が進展することで、水道システムの合理性の向上に寄与し、 水道技術者の育成と確保による水道事業の運営基盤強化、住民サービスの向上に繋がるよ う、水道の牽引役となる役割が求められます。

また、水分野の国際展開は多方面から注目されており、関係者との連携を密にし、水インフラの技術移転や水道システムの技術提携など、官民連携の牽引役としての役割も求められます。

8.7 大学·研究機関

大学や研究機関には、水道分野の専門的知識を修めた人材の輩出、水道に関する先進的な知見の発信、新しい水道技術の検証や実用化、水道事業者等への技術面・経営面での助言等の役割が求められます。

① 人材育成(地域での水道の専門的教育)

団塊世代の大量退職で、地方公共団体に属する水道関係職員の多くが入れ替わり、水道

事業の若手職員の採用も見られますが、今後とも社会へ輩出される学生の教育の充実化も 課題の一つです。地域の水道を担う人材の確保について、それぞれの地域で水道事業者や 関連機関と協力して専門的な教育を推進し、人材を育成する環境を整えることが重要です。

② 研究開発

水道技術は、近代水道の供給開始以来、様々な研究開発を重ね、現在のような信頼される水道が構築されています。今後とも、東日本大震災のような大規模災害にも強い施設であるための管路耐震性強化のための管材、継手材など、耐震対策にも研究開発は必要です。また、取水する河川上流からの汚染物質や病原微生物の混入、地下水の水質汚染など水質管理の問題では、基準の策定やリスク評価、水処理に関する新技術の検証なども重要な要素であり、研究機関の役割は大きいものがあります。大学教育のグローバル化も念頭に、水道の発展のため、確実に先進的役割を担うこととなります。

③ 水道技術の普及向上

水道技術の普及向上のための技術支援ネットワークを立ち上げるなど、課題解決の取り 組み促進も期待されます。例えば、持続可能な水道とするための事業アセスメントの必要 性から、アセットマネジメントの戦略的な推進の試みや、全国の水道事業者に実践できる ような研修、助言等ができる仕組みづくりなど、研究機関としての特徴を生かした対応も 可能であり、積極的な取り組みが望まれます。

8.8 住民

住民は、水道事業の顧客であると共に、水道事業の経営を支える重要な役割を果たす水道のオーナーともいえる存在です。水源の確保から浄水処理、配水、給水栓まで、多くの施設や設備と人々の尽力によって支えられる水道事業が多大な投資のうえに成り立っていることと水の大切さを理解してこそ、それに見合う対価を支払うことの納得感が得られます。

水道法第2条では、国民は、「国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、 水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努め なければならない。」とあります。水道を地域の住民の共有財産として、水道事業者とのコ ミュニケーションを図りつつ、自らも地域を支える水道の経営に参画している認識で水道 に関わっていくことが重要です。

一方で、非常時に備え、給水訓練に参加したり、最低限の飲用に必要な量(例えば一人 あたり3リットルを3日分程度)の水を備蓄したり、発災時は、地域の応急給水を支援す るなどの役割を果たすことも期待されます。